

八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方についての総括と課題

総括

序章 「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」の策定にあたって

【策定の経過】

1965（昭和40）年	国の同和対策審議会答申
1969（昭和44）年	同和対策事業特別措置法
1982（昭和57）年	地域改善対策特別措置法
1987（昭和62）年	地対財特法
2001（平成13）年12月	八尾市同和対策協議会 「平成14年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申 ※地対財特法の失効後、一般施策を活用して、残された課題の解決に努める。実態的差別は大きく改善されたが、教育、労働、保健・福祉等の分野において課題が残されており、また、差別意識の解消が十分に進んでいない等、今なお同和問題が解決されたとはいえない状況である。
2004（平成16）年	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」策定
2013（平成25）年度	「あり方」の時点修正
2020（令和2）年度	「あり方」の見直し検討

第1章 今後の施策の基本的方向

「(一財)八尾市人権協会との連携」として、同和問題の解決をはじめ、多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけ、差別事象の検討や事業の委託、会議への参加、情報共有などにおいて連携を図った。

「八尾市同和問題協議委員の活用」として、八尾市同和問題協議委員の会議において、同和問題の解決に向け、意見を求めた。

「庁内推進体制の充実」として、人権施策推進本部において、人権教育・啓発の取組状況の報告や差別事象の報告を行うなど、同和問題を解決するための取り組みも含め、庁内で連携を図り、人権施策の推進に努めた。

第2章 I 人権教育・啓発

「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」として、人権啓発セミナーやみんなのしあわせを築く八尾市民集会、世界人権宣言パネル展等を実施するとともに、本人通知制度の啓発活動に取り組んだ。

「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」として、人権啓発推進委員養成研修や人権主催者研修を実施した。

「公務員などへの人権教育」として、職員研修や教育委員会において教職員を対象にした研修を実施するなど、同和問題をはじめ様々な人権課題の解決に向けて取り組んだ。

第2章 II 人権相談

「身近な人権相談窓口の充実及び人材の育成」として、人権擁護委員による人権相談を実施した。

「人権相談活動のネットワークの活用」として、人権相談を実施するうえで、様々な相談機関との情報交換を行った。また、差別事象等について、差別事象連絡・啓発検討会や人権擁護委員定例会への情報共有など、さまざまな機会を通じて、情報交換やネットワークの活用に努めた。

第2章 III 教育

「教職員の人権感覚の向上」として、教職員の人権感覚と指導力を一層向上させるため、人権教育研修事業を実施した。

「差別事象等への対応」として、事象が生じた場合には、学校における状況や背景等について聞き取り、当事者への適切な対応が図られるよう指導助言を行い、人権教育研修において差別事象が生じた時の対応について確認を行った。

「識字学級の充実」として、識字率の向上をめざし、識字・日本語学級を実施し、「よみ・かき・ことば」を学習できる場を提供した。

第2章 IV 生活福祉

「人権コミュニティセンターの役割」として、桂・安中両人権コミュニティセンターでは、地域住民の福祉の向上や人権啓発推進の拠点施設として、市民交流の促進や自立支援など、人権尊重の社会づくり推進のため、相談事業や講演会等の人権啓発事業、貸館事業等による市民交流の促進や自主的活動の支援、講座・講習事業等による生涯学習の推進に取り組んだ。

「生活保護世帯への支援」として、臨床心理士兼キャリアカウンセラー及び就労支援員を配置し、就労困難者である被保護者に対し、きめ細やかな就労支援を実施することにより、新規就労や増収、資格取得など世帯の自立促進に努めた。

「老人福祉センター」として、桂・安中両老人福祉センターにおいて、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、高齢者福祉の増進を図ることを目的として、健康相談事業、教養講座・サークル活動の提供、レクリエーション事業などを実施した。

第2章 V 労働

「地域就労支援事業の展開」として、市内5か所の地域就労支援センターで就労相談を実施した。

「公正採用選考人権啓発推進員制度の確立」として、就職差別撤廃月間（6月）にあわせ、八尾市、八尾市企業人権協議会、八尾商工会議所、ハローワーク布施が連携し、公正採用を呼び掛ける街頭啓発を行った。また、ハローワーク布施と共催で、「公正採用選考人権啓発研修会」を実施した。

「労働に関する相談の充実」として、勤労者法律相談や就労・生活相談事業（平成30年度より地域就労支援事業及び福祉生活相談支援事業）を実施した。

第2章 VI 住宅・住環境

「市営住宅機能更新事業計画」として、市営住宅の整備及び改善に係る推進事業を行った。

西郡住宅において、空き店舗付き住宅を、地域の子育て支援や高齢者支援の拠点として活用し、地域及び関係課と活用について検討を行った。

西郡住宅及び安中住宅において、住宅困窮者向け、新婚・子育て世帯向け住宅の募集を行った。また、市営住宅の3階以上に居住し、高齢や障がいにより日常生活が困難な世帯について、1・2階の低階層あるいはエレベーター設置等へお住み替え案内を行った。

今後の課題

●平成26年度人権についての市民意識調査 同和問題に関する設問

- ・結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気にすること
- ・就職や職場において不利な扱いをすること
- ・家を借りたり購入したりする際に同和地区を避けること
- ・身元調査をすること
- ・差別的な発言や落書きなどをすること
- ・インターネットなどを利用して差別的な情報を掲載すること
- ・交流や交際を避けること
- ・その他
- ・特になし
- ・わからない

上記の設問による回答結果については「結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気にすること」（37.5%）「身元調査をすること」（28.9%）の回答が高かった。

⇒同和問題に関して差別意識の解消が十分に進んでいない。

別の設問において、「同和問題に関する教育や啓発はできるだけ行わず、そっとしておくほうがよ

いという考え方」については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた割合が 35.5%。

⇒同和問題に対する正しい理解と認識を得るための取り組みを行うことが重要である。

●差別事象の発生

年度	総件数	うち同和問題
平成 27 年度	6 件	3 件
平成 28 年度	4 件	3 件
平成 29 年度	6 件	3 件
平成 30 年度	10 件	4 件
令和元年度	5 件	4 件

31 件中 17 件が同和問題に関する事象

事象の概要

- ・職業、結婚、住居などの同和問題に関する差別文書が投函
- ・電話において、「同和地区は犯罪者が多い」と発言
- ・電話において、「八尾市に引っ越したいが、部落があるのか教えてほしい。周りが言っていたので」と発言
- ・インターネットの掲示板に、住宅の購入を予定している八尾市内の地域について、同和地区かどうかを問い合わせる書き込み
- ・インターネット上に掲載されている「大阪府版部落地名総鑑」において、特定の地区名が掲載され、またその地区に対して地図上で目印を付ける行為
- ・インターネットサイト内にて市内地区が同和地区であるという内容のページと動画の掲載など

差別事象については電話や窓口等での発言が多かったが、近年ではインターネット上での差別的な書き込みも増えてきており、差別事象の形態が変化してきている。

●部落差別解消推進法の成立

(目的)

第1条 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえ

のない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「相談体制」、「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」と、法律に沿った展開が必要